

本日の会議に付した事件

令和7年第3回山元町議会定例会（第1日目）

令和7年9月5日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第44号 山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
-

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、令和7年第3回山元町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、9番岩佐秀一君、10番齋藤俊夫君を指名します。

議 長（菊地康彦君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期はお手元に配付の会期日程（案）のとおり、本日から9月26日までの22日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間に決定いたしました。

議 長（菊地康彦君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告はお手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。議長諸報告を終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等21件を山元町議会先例66番により一括議題といたします。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回山元町議会定例会が開会され、令和6年度の各会計の決算認定をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、7月30日に発生した令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に係る災害対応についてですが、地震発生後、津波注意報が発表され、その後、警報に切り替えられたことに伴い、速やかに災害対策本部を設置し、磯区から牛橋区までの沿岸部6行政区を対象に避難指示を発令するとともに、10か所の避難所を開設いたしました。東日本大震災での経験を踏まえ、防災行政無線により注意喚起を行い、一時的に最大660名の方が避難されましたが、避難してきた車両の誘導や備蓄食料の配布など、適宜避難所運営に当たったところであります。

なお、同災害に対し災害救助法が適用されておりますが、本町におきましては幸いにも被害は確認されておりません。町民の皆様様の迅速な避難行動と地域との連携によって安全が確保されたものであり、今後も災害に強いまちづくりを進めるため、情報伝達手段の充実や避難所の環境整備等、防災意識の高揚に取り組んでまいります。

次に、深山山麓少年の森についてですが、7月12日にリニューアルオープンセレモニーを開催し、菊地議長をはじめとする議員各位や渡辺県議会議員、施設の完成を待ち望んでおりました地域の皆様のご臨席を賜り、供用開始を共にお祝いしたところであります。当日は、セレモニーに続いて施設の指定管理者である山寺新山愛林会主催によるリニューアルオープンイベントが開催され、会場は約2,000人もの来場者でにぎわいました。

さらに、夏休み期間中においても家族連れを中心に多くの方々にご利用いただき、引き続き山寺新山愛林会と連携しながら、交流人口の拡大とにぎわいの創出に鋭意取り組んでまいります。

次に、能登半島地震に係る被災自治体への支援についてですが、7月19日、石川県穴水町において第63回長谷部まつりが開催され、本町に対し出店協力の依頼があったことから、職員4名を派遣し、復興支援のため、リンゴジュースやブドウジュースなどの地場産品を販売してまいりました。

また、同月25日には、穴水町吉村町長が来庁され、災害時相互応援協定を締結したところであります。この協定では、災害発生時における人的、物的支援を迅速かつ円滑に行う枠組みを定めたものであり、両町が互いに助け合い、支え合うことで、住民の生命と財産を守る力を高めるものであります。引き続き、被災自治体の早期復興に向けて各種支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、夏の風物詩として定着し、町制施行70周年記念として開催した「第8回やまもとひまわり祭り」についてですが、今年は昨年と同様、笠野地区内において7月18日から30日まで、当初の予定を3日間延長して開催いたしました。最終日に津波警報が発表されたことに伴い、残念ながら実質12日間の開催となりましたが、約7.6ヘクタールの広大な農地に約280万本のヒマワリが咲き誇り、SNSをはじめニュースや新聞等でも大きく報道されました。

期間中は、各地より昨年を上回る約8万5,000人ものの方々にお越しいただき、高見台からの眺望や散策、フォトスポットでの撮影や摘み取りなど、思い思いの場所での楽しむ姿が見られ、ご来場いただいた方の心に大輪の花を咲かすことができたものと考えております。

このひまわり祭りは、多方面からのご支援を賜りながら開催しており、関係者の皆様方に、改めて感謝と御礼を申し上げます。

次に、旧坂元中学校利活用事業についてですが、利活用が始まっていない校舎2階、3階、体育館及びグラウンドの早期利活用に向けて、今年度第1回目の公募を2か月間にわたり実施したところ、1事業者から応募があり、7月28日の選定審査の結果、利活用事業者として選定いたしました。

具体的には、体育館を活用し、子供や高齢者向けに体操を通じた運動プログラムの提供や、地域住民、団体向けにダンス、スポーツ、文化活動などに利用できるスタジオの提供のほか、国内で活躍するパフォーマーや競技者を招致し、ダンスキャンプや競技合宿を実施するなど、多世代の人々が地域内外から集い、活動し、つながる場の実現を目指す計画となっております。

町といたしましては、今回選定した事業者を含め、入居する全ての事業者が一日も早く事業を開始できるよう全面的に支援するとともに、引き続き、施設の利活用事業者の確保に取り組んでまいります。

次に、企業誘致関係についてですが、先月5日、東京を会場に宮城県企業立地セミナーが開催され、首都圏の企業を対象に昨年を上回る参加者の中、宮城県及び県内市町村の支援制度や投資環境等についてPRしてまいりました。

会場には、県内の豊富な食材を使用した料理が並べられ、本町からはトマトを使った料理を振る舞い、市町村ごとに設けたブースでは、町が誇るブランド認証品「やまほど、やまもと。」の商品を並べ、リンゴジュースを試飲いただくなど、本町の環境や特産品等を知っていただく非常によい機会となったものと考えております。

引き続き、このような機会を通じ、「温暖な気候で住みやすい町」を積極的に発信し、今後の誘致につながるよう、多方面において町の認知度向上を図ってまいります。

次に、震災遺構中浜小学校についてですが、令和2年9月26日の開館以来、町内はもとより県内外から多くの方々にご来館いただいております。先月19日には来館者総数10万人を達成いたしました。町といたしましては、この節目を励みとして、今後も「やまもと語りべの会」をはじめとする施設の運営にご尽力を賜っております方々と連携し、震災の伝承と防災意識の向上に鋭意取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊についてですが、令和8年度に採用を予定している漁業の担い手となる協力隊員の確保につなげるべく、先月23日から25日までの3日間、「おためし地域おこし協力隊」漁業体験プログラムを実施いたしました。青森県や栃木県、神奈川県から、20代から40代の方々3人が参加し、実際に漁船に乗って水揚げ作業から帰港後の出荷まで一連の作業を体験したほか、交流会では直接漁業者と漁業について意見を交わすなど、参加者にとって着任後の具体的なイメージを持っていただく有意義な機会となったものと認識しております。

町といたしましては、今後予定しております長期の協力隊インターンの実施を通じ、担い手の確保につなげられるよう取り組んでまいります。

続いて、町内における道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、町発注以外の事業についてですが、ネクスコ東日本において、山元インターチェンジから山元南スマートインターチェンジまでの4車線化事業における測量調査業務について、7月から現地測量及び地質調査業務に着手したと伺っております。

次に、町発注の事業についてですが、つばめの杜地区周辺道路工事が発注済みであり、農業用用水の供給が終わり次第、順次工事着手を予定しております。

また、町戸花線道路工事については、先月受注者が決定したことから、今後、関係機関と通行規制等の打合せを行い、工事に着手してまいります。

そのほか、今年度より開始いたしました東街道線の鷺足地区から山寺地区の歩道設置事業については、現地測量を7月から実施しており、今後、測量結果等を基に一部の基本設計を実施する予定としておりますので、引き続き、事業の推進、実施に向けご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、デジタル技術を活用した行政サービスの向上を目的として整備を進めてまいりました、山元町公式LINEサービスについてですが、7月1日から運用を開始しております。

本サービスでは、施設予約や各種証明書の申請等をLINEから行えるほか、町からの情報発信もプッシュ型で迅速に提供できる仕組みとなっております。運用開始から約2か月が経過し、友だち登録者数は1,200人を超え、施設予約や証明書申請などの利用件数は約1,100件に達しております。

今後も、町民の皆様にとって利便性の高い行政サービスの提供を目指し、さらなる機能の充実と利用促進に取り組み、デジタル活用を時代に即した効率的な行政運営の実現を図ってまいります。

以上、最新の町政運営等に係る主な取組についてご報告申し上げます。引き続き、誰もが安心・安全に暮らし、希望を持ち笑顔が輝く、誰一人として取り残さない「町民が主人公のまち・山元町」を実現するため、町民の皆様の声をお聞きしながら全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで以上のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議いただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係について申し上げます。

報告第7号令和6年度決算山元町健全化判断比率及び第8号令和6年度決算山元町公営企業資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

続きまして、令和6年度各会計の決算認定について申し上げます。

決算認定をお願いするに当たりましては、監査委員からの審査意見書並びに事業ごとの成果資料も併せて提出しておりますので、ご参照願います。

認定第1号令和6年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、決算額は歳入総額約87億2,000万円、歳出総額は約84億5,000万円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支では、2億7,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では97.7パーセント、歳出では102.3パーセントとなっております。

また、翌年度に繰り越すべき財源は約6,400万円であり、これを差し引いた実質収支額（決算剰余金）は2億円余であります。この決算剰余金については、法令に基づき2分の1以上に相当する1億3,000万円を財政調整基金へ積立てを行っております。

認定第2号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、決算額は歳入総額約16億4,000万円、歳出総額は約16億1,000万円

であり、差引きでは3,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では95.9パーセント、歳出では96.1パーセントとなっております。この決算剰余金については、全額財政調整基金へ積立てを行っております。

認定第3号令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、決算額は歳入歳出とも総額約2億3,000万円であり、差引きでは200万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では113.1パーセント、歳出では113.5パーセントとなっております。この決算剰余金につきましては、翌年度に全額を繰越金として処理し、令和7年度本会計の補正予算（第1号）案の歳出予算において、前年度の精算分として一般会計繰出金を計上しております。

認定第4号令和6年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、決算額は歳入総額約16億3,000万円、歳出総額は約15億8,000万円であり、差引きでは5,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では99.8パーセント、歳出では102.6パーセントとなっております。この決算剰余金については、全額財政調整基金へ積立てを行っております。

認定第5号令和6年度山元町水道事業会計決算認定についてですが、初めに、収益的収支につきましては、収益総額は約4億円、これに対する費用総額は約3億7,000万円、差引き3,000万円余の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入総額約4,000万円、これに対する支出総額は約1億5,000万円、差引き不足額の約1億1,000万円は、損益勘定留保資金等で補填したところであります。

認定第6号令和6年度山元町下水道事業会計決算認定についてですが、初めに、収益的収支につきましては、収益総額は約5億9,000万円、これに対する費用総額は約4億5,000万円、差引き1億4,000万円余の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入総額約2億6,000万円、これに対する支出総額は約4億6,000万円、差引き不足額の約2億円は、損益勘定留保資金等で補填したところであります。

続きまして、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第44号山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、児童福祉法の改正に基づき、こども誰でも通園制度に取り組むに当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があることから、新たに制定するもの。

議案第45号山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第46号山元町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第47号山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例についてですが、さきの議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、介護保険事業における不適切な事務処理が判明いたしました。改めて、心からおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

これを受け、職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料減額を行うため提案するものであります。今後、このような事態を起こさないよう、事務遂行に当たっては原理原則を改めて確認、徹底し、法令法規を確実に遵守するなど、再発防止のため鋭意努めてまいり所存であります。

続きまして、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第48号令和7年度山元町一般会計補正予算（第3号）（案）についてですが、各款に計上しております人件費に関する補正予算については、それぞれ当初予算編成後の人事異動等に係る人件費の調整額を措置しておりますので、人件費以外の主な項目について申し上げます。

初めに、再編小学校整備事業についてですが、整備予定地である山元中学校、山下小学校周辺の土地の状況を把握する必要があることから、測量業務に係る経費を追加措置するとともに、債務負担行為の補正として、既存の山元中学校施設に係る改修等の概算工事費を把握するための調査や改修、工事計画策定に係る経費について期間及び限度額を設定しております。

そのほか、農業の担い手支援の一環として、県事業を活用した農業機械購入費の助成に関する経費を計上したほか、来年度に創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて、必要なシステム改修費用及びそれに係る特別会計への繰出金を計上しております。

また、歳入予算においては、地方交付税や令和6年度決算による繰越金の確定に伴う既定予算との差額をはじめ、国・県支出金の内示額等に起因するものや、決算に伴う各特別会計からの繰入金等を計上しております。

次に、特別会計の補正予算案について申し上げます。

議案第49号令和7年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）については、人件費の調整額及び子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修経費を計上したほか、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金等を措置するもの。

議案第50号令和7年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）については、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修経費を計上するとともに、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金を措置するもの。

議案第51号令和7年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、人件費の調整額を計上するとともに、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金や、国、県等に対する返還金及び追加交付金を措置するものであります。

次に、企業会計の補正予算案について申し上げます。

議案第52号令和7年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）（案）については、人事異動等に係る人件費の調整額を計上したほか、水質異常により休止中である横山源水の深井戸について、原因を特定するための調査経費を増額するもの。

議案第53号令和7年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）については、人件費の調整額等を計上するものであります。

続きまして、人事同意等案件について申し上げます。

同意第2号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、現教育長の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるもの。

同意第3号監査委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるもの。

諮問第3号については、人権擁護委員の任期満了に伴い、後任者を推薦するに当たり議会の意見を求めるため諮問するものであります。

以上、令和7年第3回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案等の細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は10時35分、10時35分であります。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）ここで、お手元に配付のとおり、齋藤俊夫君から、相次ぐ緊急事態を巡る危機対応の対処の在り方に関して緊急質問の申出があります。これを本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思っております。

この採決は起立によって行います。

齋藤俊夫君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（菊地康彦君）起立少数であります。よって、齋藤俊夫君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは否決されました。

議長（菊地康彦君）日程第4、議案第44号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。議案第44号山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、児童福祉法の改正に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、内閣府令で定める基準に従い、または設備運営基準を参酌して条例で基準を定める必要があることから、地方自治法の規定に基づき提案するものであります。

11ページの資料No.1 条例議案の概要をご覧ください。

1、制定内容ですが、令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するに当たり、適切な運用を図るため関係法令に準じ、設備や運営等に関する必要事項を条例で定めるものです。

次に、2の条文の構成についてですが、全28条の構成となっております。各条項について、主なものを中心にご説明いたします。

第2条から第4条ですが、事業に取り組む事業者の責務や、事業実施上の最低基準等について定めるものです。第5条から第7条については、事業者の運営原則として人権配慮、人格の尊重、非常災害に対する計画の策定や訓練の実施など、乳幼児の安全確保について規定するものです。

12ページをご覧ください。

第8条は、自動車運行時の所在確認、見落とし防止装置の設置について。第9条から第11条は、事業者における職員の要件や努力義務について定めるものです。第12条及び第13条は、乳幼児に対する禁止事項を規定するもの。第14条及び第15条は、衛生上の必要な措置や感染症等の蔓延防止対策、提供する食事の取扱いなど、衛生管理に関する規定となります。第16条から第19条は、事業所運営上の規定や職員の守秘義務、苦情に対する対応について規定するものです。第20条から第25条までは、通園支援事業の区分や事業を運営する上での設備の基準、配置する職員の基準等について規定するものです。第26条は、準用する規定について。第27条は、電磁的記録について。第28条は、委任規定について定めるものであります。

3の施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

以上で、議案第44号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

よって、議案第44号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月9日火曜日午前10時開議であります。

午前10時41分 散 会